

第2章 プランの基本的な考え方

「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会を『男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』と定義し、その男女共同参画社会を形成していくための5本の柱として、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」を掲げています。

この5本の柱の内容を推進していく上で、社会を構成するあらゆる人々の男女共同参画社会についての意識変革や意識醸成が大きな鍵となります。

また、働く場や家庭のみならずあらゆる分野において、既存の男性中心に体系化された社会システムの中で単に決定段階に「参加」(形式的、受動的にかかわる)するのではなく、「参画」(積極的、能動的にかかわる)することにより、男女がともに個性と能力を十分に発揮していくことが重要であると考えます。さらに、性別はもとより年齢や障害の有無、国籍などにかかわらずすべての人々が安心して暮らすことができる社会づくりも、男女共同参画社会の実現には不可欠な要素と言えます。

「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」策定から10年が経過し、男女共同参画に関する動きや社会情勢等も大きく変化している中、新たなプランの策定にあたっては、国や大阪府の動き、男女共同参画に関する今日的な諸問題や課題を踏まえつつ、「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や関連施策等の状況などを反映したうえで、以下の項目を基本目標として掲げました。

- 『男女共同参画に向けた意識づくり』
- 『あらゆる分野での男女共同参画の推進』
- 『すべての男女が安心して暮らせる社会づくり』

■ 男女共同参画に向けた意識づくり

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がともに多様な生き方を認め合い、協力して活力ある社会を形成するために、男女共同参画社会について、正しい理解が得られるような継続的かつ有効な意識づくりを進めるとともに、男女共同参画に関する無関心や間違った認識を改めていかななくてはなりません。

また、ドメスティック・バイオレンス やセクシュアル・ハラスメント などについても、それらが暴力であり、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させ、「暴力を許さない」「暴力を潜在化させない」という意識を高め、具体的な対策を進めます。

■ あらゆる分野での男女共同参画の推進

働く場での男女の平等感の大きな格差や、家庭生活（子育てや介護など）において女性が大きな負担を強いられている現状などからも、働く場や家庭生活、地域社会などあらゆる分野において、男女の対等な参画を進める必要があります。

そのためにも、男女が互いの個性と能力を十分に発揮できるような社会的条件の整備や環境づくりを進めるとともに、女性はもとより男性に対するエンパワメント の支援を進めます。

■ すべての男女が安心して暮らせる社会づくり

雇用・就労環境の悪化、少子・高齢化の進行や家族形態の多様化、地域社会の希薄化、高度な情報通信サービスやグローバル化の進展など、社会を取り巻く情勢が大きく変わってきている中、男女共同参画社会の実現に向けて、性別はもとより年齢や障害の有無、国籍などにかかわらずすべての人々が安心して暮らすことができる社会づくりが必要となります。

男女が互いの性とともに理解し、尊重し合う意識を育て、生涯にわたる健康支援を行うとともに、すべての男女が安心して暮らせる環境づくりをソフトとハードの両面から進めます。